第4章 快適な都市環境の保全と創出

第1節 環境に配慮した土地利用

1 土地利用対策

戦後、我が国では、土地利用に関する諸計画をそれぞれの時代の要請によって個別に策定・実施してきたが、これらは必ずしも相互に調整・整理されたものでなく複雑化の一途をたどったことから、昭和40年代半ば以降、その体系化が強く望まれるところとなった。

一方、昭和30年代から続いた高度経済成長は土地需要の逼迫をもたらし、地価の高騰、 さらには投機的な土地取引をも招来して、土地利用対策を緊急かつ全国的な問題としてい た。

国土利用計画法は、こうした深刻な状況の根本的解決を図るため、昭和49年、議員立法の形で制定されたものであり、これにより国土利用の基本理念が初めて明確化されるとともに、土地利用関係諸計画及び土地利用規制の体系化、土地取引の規制や遊休土地に関する措置の制度化が図られ、以後土地政策を総合的に推進するための基礎が確立された。

本県においても、同法に基づき、国土利用計画(愛媛県計画)及び土地利用基本計画を 策定するほか、国土利用計画(市町村計画)の策定(改定)指導、土地取引規制、遊休土 地に関する措置を実施するなど、適正な土地利用を確保するための諸政策を推進している。

(1) 国土利用計画(愛媛県計画)

本県は、昭和52年に昭和60年を年次目標とする第一次県計画、昭和62年に平成7年を目標年次とする第二次県計画を策定し、県土利用の基本方向を明らかにしてきたが、その後、計画の目標年次が到来したこと、基本とすべき第三次全国計画及び県長期計画が策定されたことなどから、平成13年3月に平成22年を目標年次とする第三次県計画を策定した。

第三次県計画では、「県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。」とした上で、次の事項について定めている。

県土の利用に関する基本構想

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、本計画における県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、表 2 - 12 - 1 のとおりである。

また、市町村計画は、全国計画、県計画を基本として、住民の意向や地域の特性を反映させ策定することとされており、本県では、平成14年3月31日現在、9市38町8村において計画が策定されている。

| | | , | | | | |
|------|-------|--------------------|---------------------|-------|-------|----------------------|
| | _ 年 次 | 平成7年 | 平成22年 | 構「万 | 増減率 | |
| 利用区分 | | +1X 7 + | T/1X22 T | 平成7年 | 平成22年 | 2目//%· ** |
| 農 | 用 地 | 67,900 | 55,300 | 12.0 | 9.8 | 81.4 |
| 農 | 地 | 67,600 | 55,000 | 11.9 | 9.7 | 81.4 |
| 採草 | 放牧地 | 300 | 300 | 0.1 | 0.1 | 100.0 |
| 森 | 林 | 400,500 | 404,800 | 70.6 | 71.3 | 101.1 |
| 原 | 野 | 900 | 900 | 0.1 | 0.1 | 100.0 |
| 水面· | 河川・水路 | 13,600 | 14,000 | 2.4 | 2.5 | 102.9 |
| 道 | 路 | 18,700 | 22,300 | 3.3 | 3.9 | 119.3 |
| 宅 | 地 | 22,100 | 25,200 | 3.9 | 4.4 | 114.0 |
| 住 | 宅 地 | 13,100 | 13,900 | 2.3 | 2.4 | 106.1 |
| エ | 業用地 | 2,400 | 2,600 | 0.4 | 0.5 | 108.3 |
| その | O他の宅地 | 6,600 | 8,700 | 1.2 | 1.5 | 131.8 |
| そ | の他 | 43,800 | 45,400 | 7.7 | 8.0 | 103.7 |
| 合 | 計 | 567,500 | 567,900 | 100.0 | 100.0 | 100.1 |
| 市 | 街 地 | 14,620 | 17,320 | | | 118.5 |

- 注1 平成7年の地目別区分は、都市計画課調べによる。
 - 2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
 - 3 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区であり、平成7年の市街地の面積は、同年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、都道府県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画(全国計画及び都道府県計画)を基本として都道府県が策定する計画であり、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものであり、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するにあたっての基本となる。

本県は国土利用計画法の施行(昭和49年6月)とともに土地利用基本計画の策定に着手し、昭和50年に策定した後、基本となる国土利用計画(愛媛県計画)の策定に伴い、昭和56年、昭和63年に改定を行い、平成14年3月には、国土利用計画(愛媛県計画)第三次の策定に伴い改定を行った。

土地利用基本計画は、計画書と計画図(5万分の1)から構成されており、計画書では次の事項について定めている。

県土利用の基本方向

圏域別の土地利用の基本方向

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域における土地利用の原則

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

なお、計画図には五地域がそれぞれ区域表示されている。

また、五地域区分の面積は、表2-12-2のとおりである。

表 2 - 12 - 2 五地域区分の面積

平成14年3月31日現在

| | [| X | 分 | | 面積 (ha) | 割合(%) |
|------------------|----------|-----|-----|----|-----------|-------|
| | 都 | 市 | 地 | 域 | 180,017 | 31.7 |
| 1 7 1 | 農 | 業 | 地 | 域 | 348,579 | 61.4 |
| 五地域 | 森 | 林 | 地 | 域 | 405,065 | 71.4 |
| 域 | 自 | 然 公 | 園 b | 也域 | 39,888 | 7.0 |
| | 自 | 然 保 | 全均 | 也域 | 1,947 | 0.3 |
| | | 計 | | | 975,496 | 171.9 |
| E | <u> </u> | 地 | 地 | 域 | 2,746 | 0.5 |
| | 合 | | 言 | † | 978,242 | 172.3 |
| اِ | 是: | ± | 面 | 積 | 567,622 | 100.0 |

注1 県土面積は、平成12年10月1日である。

(3) 大規模開発行為

民間が行う5ヘクタール以上の開発行為については、乱開発の防止と土地利用の適正 化を図ることを目的として、昭和48年3月、「大規模開発行為に関する指導要綱」を制 定し、知事に事前協議を行わせることにより指導並びに規制を行ってきた。

その後、土地利用関係諸法令の整備に伴い、それぞれの法令の趣旨及び実態に即した 運用を図る必要が生じたこと、県土の適正かつ合理的な利用を図るためには大規模開発 行為に対する総合的な指導及び調整が必要と認められたことから、昭和54年4月、現在 の調整・誘導型の指導要綱に全面改正した。

なお、ゴルフ場については、計画的土地利用と防災措置に万全を期することとし、昭和49年4月、要綱とは別に「ゴルフ場の規制についての基本方針」を定め、ゴルフ場面積を県土の0.5%以内にするなど、強力な指導、規制を行ってきたが、ゴルフの大衆スポーツ化に伴う利用人口の増加、総合保養地域整備法によるリゾート開発の推進等、ゴルフ場開発をめぐる環境の変化に対応するため、平成2年3月、基本方針の改正を行っている。

指導要綱による平成13年度末現在の処理状況は、表2-12-3のとおりである。

表 2 - 12 - 3 大規模開発行為に関する指導要綱による処理状況

平成14年3月31日現在(単位:ha)

| _ | | | | | | | | | | | _ |
|------|-------|----|---------|----|-------|----|------|----|-----|----|---------|
| X | 分 | 完 | 成 | 工事 | ・掘採中 | 承 | 認済 | 審 | 査 中 | 合 | 計 |
| | Л | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| ゴルフ | '場用地 | 15 | 1,487.0 | 1 | 152.0 | | | | | 16 | 1,639.0 |
| 住 宅 | 用地 | 3 | 28.7 | | | | | | | 3 | 28.7 |
| レジャー | ·施設用地 | 2 | 13.6 | | | 1 | 61.2 | | | 3 | 74.8 |
| 別荘 | 用地 | 1 | 14.8 | 1 | 36.0 | | | | | 2 | 50.8 |
| 鉱物の | ひ 掘 採 | | | 1 | 22.1 | | | | | 1 | 22.1 |
| 工場 | 用地 | 1 | 39.1 | | | | | | | 1 | 39.1 |

² 五地域区分の面積は土地利用基本計画上で計測したものである。

| 木材市場 | 1 | 8.8 | | | | | | 1 | 8.8 |
|------|----|---------|---|-------|---|------|--|----|---------|
| 計 | 23 | 1,592.0 | 3 | 210.1 | 1 | 61.2 | | 27 | 1,863.3 |

2 都市計画の推進

都市計画は、都市住民の健康で文化的な生活及び機能的な都市活動を確保すること、また、このためには、適正な制限のもと土地の合理的な利用により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを基本理念として定めている。

本県においても、都市計画法に基づき松山広域、今治広域及び東予広域の3広域都市計画区域と、その他の15都市計画区域を指定しており、その中で

土地利用に関する計画

・市街化区域及び市街化調整区域(線引き)、

地域地区(用途地域等)、地区計画等

都市施設に関する計画

公園、道路、下水道及び供給処理施設等

市街地開発事業に関する計画

土地区画整理事業等

について必要なものを一体的かつ総合的に定めている。

即ち、線引きは土地の合理的利用を促進し、用途地域は住居、商業、工業等の用途を適正に配置することにより居住環境を保護するとともに、都市機能を維持増進し、美観風致を維持し公害を防止する等、都市環境を保持するものである。

なお、用途地域のうち住居系用途地域については、平成4年の法改正により、平成8年 に細分化を行っている。また、都市施設の整備は、都市活動を確保し良好な都市環境の形 成を図るものであり、市街地再開発事業は、市街地の面的整備を図るものである。

平成13年度においては、表 2 - 12 - 4のとおり計画決定を行い、都市環境等の整備を進めている。今後の都市計画は、平成13年5月に施行された改正都市計画法に基づき、長期的視野に立った都市づくりを推進し、改正法で位置付けられた準都市計画区域制度や特定用途制限地域を活用し、公害のない住みよい町とすることが重要であると考えている。

| 区分 | 件数 | 区分 | 件数 |
|-----------|----|----------|----|
| 区域区分(線引き) | 1 | 下 水 道 | 0 |
| 地 域 地 区 | 1 | 市街地再開発事業 | 0 |
| 道路 | 4 | その他 | 1 |
| 緑 地・公 園 | 1 | 計 | 8 |

表 2 - 12 - 4 平成13年度都市計画決定及び変更状況(県決定)

3 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止

(1) 条例の制定

平成11年、伊予市において建設汚泥等の廃棄物を土砂に混入させ不法投棄した事件が発生し大きな社会問題となった。廃棄物処理法では、一般の土砂と見分けのつかない建設汚泥等は、産業廃棄物であるとの判断が難しく、不法投棄の防止が困難となっている。これを契機に、廃棄物まがいの土砂等の埋立て等を規制するため、土壌汚染や崩落による災害発生の未然防止を基本に置き、違反者に対しては厳しい罰則を科すことにより、

産業廃棄物の不法投棄を防ぎ、もって生活環境の保全及び県民の生活の安全を確保することを目的として、平成12年3月「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定した。

(2) 条例の主な規制内容等

土砂基準及び水質基準の制定

埋立て等に使用する土砂等の汚染状態についての土砂基準(資料編13 - 1 参照)及び埋立て土砂等の浸透水の汚濁状態についての水質基準(資料編13 - 2 参照)を設定し、基準に適合しない土砂等による埋立て等を全面的に禁止する。

土砂等の崩落防止措置の義務付け

すべての土地の埋立て等について、崩落する等の災害の発生を防止する措置を講じることを義務付ける。

許可制度の導入

3,000m²以上の土地の埋立て等を許可制にし、使用する土砂等の検査及び水質検査 を義務付け、土壌汚染や水質汚濁のチェックを行うとともに、構造基準を設定し適正 な埋立てを監視する。

立入検査・報告の徴収

すべての土地の埋立て等について、立入検査ができることとする。報告や資料の提供については、埋立て等の行為者のみならず土地提供者に対しても行使できることとする。

違反者に対する命令及び罰則

事業者のみならず土地提供者に対しても、違反者には措置命令、罰則が適用される。 施行期日

公布日:平成12年3月24日、施行日:平成12年5月1日

第2節 景 観

1 現 況

(1) 都市景観

近年の経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観が多様化、高度化しており、都市のあり方についても、機能性や効率性の重視から、快適でうるおいのある生活環境の形成等、質の向上を図る方向に転換しつつある。

このような中で、地域の風土、自然、文化などと調和した都市景観の形成が強く望まれている。「都市景観」は、必ずしも都市施設や建築物のみの景観ではなく、常に様々な景色の総合性により構築されており、特に愛媛県の場合、自然の残る田園地帯や長い海岸線、多くの水系があり、県南部には、山岳地帯が広がっているため、都市施設や建築物に視点を当てた景色であっても、その背景としての自然的な景色も含まれたものとなろう。

愛媛県における都市景観資源の特徴として、都市内の豊富な水辺空間、森林等の緑資源、市街地の緑地や樹木、歴史的街並みや建造物があり、これらを活かした景観形成が望まれるが、現状では、住民にふれあう形での都市景観形成が乏しく、快適で魅力ある都市景観の形成が遅れている。

このため、本県においては、「使いやすく親しみのもてる美しい都市空間の形成」を 目指し、平成元年度から都市景観形成マニュアル作成検討協議会を設置して検討協議を 行い、平成3年3月に「愛媛県都市景観形成マニュアル」を作成した。

このマニュアルは、都市景観形成の基本方針として、「都市のシンボル景観の創出」、「水と緑がふれあう景観の創出」、「歴史・文化を主張する景観の創出」の3つを掲げており、これは各市町村が策定する都市景観整備基本計画のメインテーマとなるものであり、「美と文化の都市づくり」を実現するための方向性を示すものである。

これらの基本方針をもとに、県下10圏域に区分して圏域ごとの都市景観形成の基本方針及び整備方針を定めるとともに、都市景観の要素別に整備方針を定め、今後の各市町村の都市景観形成の方針と将来像を示している。

このマニュアルの普及啓発を図るため「景観啓発用ビデオ」の作成、「都市景観形成マニュアルの市町村説明会」の開催を行うほか、都市景観のうち特に道路等の公共空間と、これらと接する建物で形成される「まちなみ」の景観形成の指針となる「まちなみ景観ガイドライン」を策定し、「周辺との調和を図る」、「場所の特性を生かす」、「魅力的でうるおいあるものにする」の3つの基本的な方針を設定して、建築物等の誘導方針を示している。

また、平成8年度から平成12年度にかけては、県民の都市景観に対する意識高揚を図るため、県内主要都市において「都市景観シンポジウム」を開催し、今後の官民一体となった良好な都市景観形成への取組みの基礎ともなり得る機会を提供した。

なお、都市景観形成の一要素である屋外広告物については、街の美観風致を維持し、 公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法及び愛媛県屋外広告物条例により、屋 外広告物の表示・設置場所及び方法について、従来から必要な規制を行っており、違反 屋外広告物の規制取締りについては、権限委譲市町と協議し、道路管理者等の関係機関 の協力を得て違反広告物の一掃に努めている。

一方、市町村においては、西条市が昭和63年度に「都市景観形成モデル都市」の指定を受け、「西条市都市景観ガイドプラン」を作成し、平成元年3月に「西条市地区景観ガイドプラン」を作成する等の先導的な動きがあった。

続いて、平成5年度には、松山市が都市景観現況調査等を進め、平成6年10月に「松山市都市景観ガイドプラン」を作成するとともに、平成8年4月には「松山市都市景観条例」を制定している。

また、宇和島市においては、平成5年10月に建築物の高さ誘導を目的とする「宇和島城周辺都市景観形成誘導要領」を制定し、城山周辺市街地の景観形成に取組むとともに、平成8年1月には、「宇和島市都市景観条例」を制定し、総合的な都市景観対策を推進している。

(2) 都市公園

都市公園は都市に緑と潤いを与え、住民がゆとりとやすらぎを得ることができる大切な都市基盤施設であり、最近では都市環境の改善や大地震などの災害対策施設としての 役割も重視されている。

本県における都市公園は、街区公園・近隣公園・地区公園といった歩いていける範囲の公園から、総合公園・運動公園などの市町村単位、さらには大規模公園など市町村の区域を越えてつくられる大きな公園まで、現在 480箇所、1,342haが開設されている。これを都市計画区域に住んでいる人口一人当たりの面積に換算すると、10.4m²となっており、全国平均を上回っている。

2 対 策

(1) 都市景観

平成5年度に屋外広告物条例を改正し、「広告景観モデル地区制度」を創設した。この制度は、まちなみや風景と屋外広告物の調和や統一感を作り出すために、地域住民の要望に基づき、特定の地域について、条例の規制に自主的な規制を上乗せすることにより、他の地域のモデルとなるよう地域づくりを推進するものであり、景観形成を住民側から自主的に進める方策として、今後、積極的に活用を推進していくものである。

しかしながら、良好な都市景観は、県あるいは市町村等公共サイドのみで形成できる ものではなく、民間サイドの協力も得られてこそ、都市空間全体に波及させることがで きるものと考えられることから、今後、都市景観に対する県民の理解を得るため、県民 意識の高揚と官民協力体制を構築することとし、「都市景観形成に対する基本方針の立 案」、「県民意識の啓発」、「広域的な規制・誘導方策の推進」及び「市町村の都市景 観形成に対する助成」を県の役割として、景観形成を推進していくとともに、地域が一 体となった都市美観の向上に取組むよう市町村への指導や県民への啓発に努めていくこ ととしている。

(2) 都市公園事業の取組み

本県では、平成13年度に11箇所の都市公園等(大部分は市町村の公園)で国庫補助都市公園事業により整備を進め、平成13年度には2箇所が完成した。1箇所当たりの所要整備期間は、概ね3年から10年程度である。この他、併せて県及び市町村単独事業により都市公園の整備促進を図っているところである。

今後は、現下の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公園事業の執行に努めなければならない。

第3節 河 川

1 河川里親制度

河川里親制度は、河川の一定区間(原則として200m~500m)について、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティアを募集し、これらの団体が河川敷のいわば「里親」となって河川美化清掃活動等を行う一方、行政(県)はゴミの運搬・処分やボランティア保険の加入、さらにはボランティアだけでは対応が困難な、河道内の粗大堆積ゴミの除去や堤防等の除草などの支援を行うものである。

平成12年度の制度開始以来、平成13年度末現在で県下34市町村の48河川で63の団体が河川里親活動を行っており、13年度は、年間延べ162回の河川美化清掃活動等が実施され、延べ参加人数は21,000人超、延べ活動延長は約77キロメートにも及んでいる。





河川美化清掃活動

2 ふるさとの川づくり事業

ふるさとの川づくり事業は、古来から川は地域住民とって貴重な自然体験、交流の場であり、その歴史が地域特有の風土・文化を育んできたことに鑑み、その川だけがもつ「川らしさ」の再生を目指し、遊び、学び、憩うことのできるふるさとの川の姿を取り戻すことを目的としている。平成13年度の事業実施河川は資料編13 - 3のとおりである。

(事業内容)

- ・既設護岸の改造や材質の改善
- ・生物の生息区間の整備
- ・植栽による緑化
- ・水質・底質の改善
- ・魚の上りやすい川の整備

3 河川環境美化事業

県管理河川において、劣悪となっている河川環境の改善や利便性の向上を図り、快適な地域づくりの一環としての多様な河川空間を創出することを目的としている。平成13年度の事業実施河川は資料編13 - 4のとおりである。

(事業内容)

- ・高水敷の整地
- ・管理用通路の整地や舗装等による整備
- ・親水性護岸の整備

- ・緩傾斜護岸や階段工等の整備
- ・水質・底質の改善

第4節 文 化 財

1 現 況

本県は、国指定名勝の面河渓など美しい自然と風土に恵まれるとともに、瀬戸内海に面し、古くから中央との交流が盛んに行われた地域である。このように恵まれた自然環境の中で、私たちの祖先は薫り高い文化を生み育ててきた。寺社建築を始めとする建造物や鎧・刀などの美術工芸品には、全国に誇れる非常に優れたものが多く保存されており、また、「エヒメアヤメ」(北条市)や「ハマユウ」(宇和島市)などの天然記念物は、地域の方々の積極的なボランティア活動により保護が行われている。

県内の国及び県指定文化財の件数は、国指定が183件(うち国宝等14件)、県指定が323件である。その内訳は、表2-12-5のとおりである。

表 2 - 12 - 5 国 · 県指定文化財件数一覧

(平成14年3月31日現在)

| X | 分 | 国指定 | 県指定 | 計 |
|-------------|-----------|---------|-----|---------|
| | 建 造 物 | 33(3) | 19 | 52(3) |
| | 石 造 美 術 | 10 | 9 | 19 |
| | 絵画 | 1 | 15 | 16 |
| | 彫刻 | 15 | 41 | 56 |
| 有形文化財 | 工 芸品 | 85(8) | 40 | 125(8) |
| | 書 跡 等 | 5 | 13 | 18 |
| | 考 古 資 料 | 1(1) | 3 | 4(1) |
| | 歴 史 資 料 | 0 | 2 | 2 |
| | 小 計 | 150(12) | 142 | 292(12) |
| 無形文化財 | | 0 | 1 | 1 |
| | 有形民俗文化財 | 1 | 6 | 7 |
| 民俗文化財 | 無形民俗文化財 | 1 | 33 | 34 |
| | 小計 | 2 | 39 | 41 |
| | 史跡 | 8 | 49 | 57 |
| 記 念 物 | 名 勝 | 10 | 12 | 22 |
| 一 心 7勿 | 天 然 記 念 物 | 12(2) | 80 | 92(2) |
| | 小 計 | 30(2) | 141 | 171(2) |
| 伝統的建 | | 1 | 0 | 1 |
| 合 | 計 | 183(14) | 323 | 506(14) |

- (注)1. この他に記録作成等の措置を講ずべきものとして選択されたもの無形文化財 1 件、無形民俗文化財 4 件がある。
 - 2. ()は内数で、国宝、特別天然記念物を示す。
 - 3. 登録有形文化財 宇和島市歴史資料館(旧宇和島警察署)ほか25件

2 対 策

(1) 文化財の保護

県においては、文化財保護審議会において文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行い、文化財保護の拡充・強化に資するとともに、文化財保護指導員を委嘱して、県内に所在する国指定の重要文化財及び史跡名勝天然記念物、国選定の重要伝統的建造物群保存地区並びに重要な埋蔵文化財包蔵地を定期的に巡視し、保護や管

理について市町村教育委員会等に対し助言を行っている。

愛媛県文化財保護審議会

文化財に関する専門的な知識を有する10名で構成する「愛媛県文化財保護審議会」 を設置し、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議している。

文化財巡視活動

文化財の保存、望ましい環境の維持・活用を図り、文化財の愛護思想の普及啓発のため、県下で15名の文化財保護指導員を委嘱し、年間を通じて建造物や史跡など、文化財の巡視を行っている。

(2) 文化財の維持管理や保存修理のための助成措置

国指定文化財管理事業

国指定の文化財の維持管理のために、所有者又は管理団体(以下「所有者等」という。)が行う防災設備保守点検や環境整備等に対して、助成措置(国宝「太山寺本堂」防災設備点検他12件)を行い文化財の維持管理に努めている。

重要文化財等保存修理事業

国指定文化財等の保存のために、所有者等が行う保存修理事業等に対して、助成措置(「伊佐爾波神社本殿他保存修理」他16件)を行い文化財の保存に努めている。

文化財保存顕彰事業

県指定文化財の保存、伝承、修理及び周知活用のために、所有者等が行う事業に対して、助成措置(県指定有形文化財(彫刻)「両脇侍立像」修理他16件)を行い文化財の保存活用に努めている。

なお、平成13年度は、芸予地震により被災した文化財(県指定史跡「今治藩主の墓」他2件)の復旧のため、助成措置を行った。

(3) 文化財愛護思想の普及啓発

優れた文化財を守り、後世に引き継いでいくためには、文化財を大切にする気運を広く一般に高めることが重要である。

このため、財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター及び市町村において、随時、埋蔵文化財の発掘調査説明会を開催するほか、毎年11月1日~7日までを文化財保護強調週間と定め、文化財保護に万全を期するため、積極的に広報活動を行うとともに、市町村においては各種展示会、史跡めぐり等の行事を実施している。

また、1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日(昭和24年)に当たるため、この日を「文化財防火デー」として、防火訓練等の実施や文化財の防災に関する広報活動などを行うことにより、文化財愛護思想と防災意識の高揚に努めている。

なお、中世城館である湯築城跡のある道後公園が歴史の学べる公園として、平成14年4月に開園したが、今後、地域の文化財として保存活用を図るための事業等を行うこととしている。

(4) 文化財調查事業

しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査事業

水軍の歴史を生かした文化財の活用方策の基礎資料とするため、西瀬戸自動車道

(瀬戸内しまなみ海道)沿いに点在する村上水軍に関連する遺跡や文化財を対象に、 今治・越智地域の16市町村と連携して、平成12年度から2か年計画で進めていた調査 の結果をまとめた報告書を作成した。

今後、この調査報告書をもとに関係市町村等と連携をとり、文化財の保護と活用に努めていくこととしている。

地質鉱物分布状況実態調査事業

本県は、中央構造線や赤石山系の岩石・鉱物、四国カルストの地形などに代表されるように、地質鉱物に関する貴重な資源に恵まれた地域である。特に、八幡浜市大島で発見されたシュードタキライト(地震の化石)は、国内で最大規模のものであり、地震研究の資料として価値があるとされている。このため、地質鉱物関係の分布状況を県内全域において調査し実態を把握することにより、文化財としての地質鉱物の評価を行い、その保存と活用を図ることとしている。

平成13年度は、層序(地層・断層等)、古生物(化石等)、地形(扇状地・滝・洞穴等)、岩石鉱物の分野ごとに調査候補物件を選定し現地調査などを行ったが、平成14年度は、残りの物件に対する現地調査、調査結果の整理・分析を行い、調査報告書を刊行することとしている。

第5節 観 光

本県では、全国的に知名度の高い観光資源として、西日本最高峰の石鎚山、海洋性生物の生息が多い西海海岸、大三島の大山祗神社、松山城、内子町の町並みが挙げられるほか、来島海峡の潮流や瀬戸内しまなみ海道の橋や島々の景観がある。

また、本県の多彩な自然と豊かな歴史文化を反映して、各市町村には、それぞれ史跡や神社・仏閣、あるいは景勝地が数多くあるのに加えて、最近では、地域おこし・まちづくりなどの一環で、各自治体がそれぞれの歴史文化、伝統工芸、自然などの地域資源を活用して、文化施設やレジャー施設の整備を積極的に進めるとともに、各種イベントを開催し、創意工夫を行いながら、観光資源の創出に努めている。

平成11年5月に開通した瀬戸内しまなみ海道をはじめ、平成12年7月には、松山自動車道の伊予 大洲間が開通するなど、高速道路網の整備とともに、広域的な交流人口の増加が進み、数多くの観光客が本県を訪れているところである。

一方、都市化の進展や自然環境に親しむことへの意識の高まりから、アウトドア志向やエコロジー志向、農山漁村生活体験などへの関心が高まっており、海や山、古い町並みなどを 巡るウォーキングイベントも数多く開催されているところである。

このため、愛媛県新観光振興計画では、「豊かな自然資源の保全と活用」を観光振興の基本方針の一つに掲げ、自然の豊かさ、美しさを確保、向上させながら、自然と触れ合う中での滞在を楽しみ、あるいは、農山漁村での生活体験など、自然を体験できる滞在地型の観光の実現に積極的に取組むとともに、豊かな自然資源を生かした観光ルートづくりも進めていく必要性を示している。

例えば、瀬戸内しまなみ海道地域においては、観光客にサイクリングロードや海上交通を 核に、瀬戸内海の自然をのんびり満喫してもらう「ふれあい自然体験型観光」の推進を重点 テーマに設定している。

また、石鎚久万高原ゾーンにおいては、家族旅行や高齢者の休養、保養先として有望であることから、今後、手軽に自然体験ができる仕組みや、カヌーなどの体験観光など、地域の 人や自然に触れ合える宿泊滞在拠点づくりを提案している。

特に、本県の山岳・高原観光の拠点である石鎚山土小屋地区においては、平成13年7月に、 老朽化していたトイレ、休憩所について、周囲の環境、景観に調和し、高原観光のモデルケ ースとなる快適な施設として整備したところである。

第6節 水 道

1 現 況

(1) 普及率

本県の平成14年3月末における水道の普及率は、92.9%(県条例水道を含む)となり (10年間で約2ポイントの上昇)、地形的な制約などにより施設整備が困難な山間地や 島しょ部が多いことや地下水依存が高いことなどから、全国の普及率96.6%(平成13年 3月末)を下回っている。

水道別の普及状況は表 2 - 12 - 6 のとおりである。

また、地域別でみると表 2 - 12 - 7のとおりであり、地下水が豊富で自己水源に恵まれた西条市を含む東予地域が低くなっている。

表 2 - 12 - 6 水道別の普及状況 (平成14年3月末現在:速報値)

| 区分 | 施設数 | 給水人口(人) | 普及率(%) |
|-------|-----|-----------|--------|
| 上水道 | 37 | 1,208,537 | 80.2 |
| 簡易水道 | 225 | 154,589 | 10.3 |
| 専用水道 | 74 | 23,632 | 1.6 |
| 県条例水道 | 302 | 11,630 | 0.8 |
| 計 | 638 | 1,398,388 | 92.9 |

注:水道区分については資料編13-5参照

表 2 - 12 - 7 地域別の普及状況 (平成 14年3月末現在:速報値)

| X | 分 | 施設数 | 行政区域内人口(人) | 給水人口(人) | 普及率(%) |
|---|----|-----|------------|-----------|--------|
| 東 | 予 | 148 | 531,087 | 462,692 | 87.1 |
| 中 | 予 | 276 | 654,070 | 633,927 | 96.9 |
| 南 | 予 | 214 | 319,890 | 301,769 | 94.3 |
| i | i† | 638 | 1,505,047 | 1,398,388 | 92.9 |

(2) 給水量

平成13年度における上水道の年間給水量は、159,672千m³であり、1人1日平均給水量については、362 L と1人当り給水量は、表2‐12‐8のとおりほぼ横ばいで推移している。

表 2 - 12 - 8 上水道の年間給水量

| 年 度 | 6 | 7 | 8 | ~ | 11 | 12 | 13 |
|--------------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|
| 年間給水量(千m³) | 154,194 | 158,145 | 158,794 | ~ | 161,328 | 160,029 | 159,672 |
| 1人1日平均制量(L) | 360 | 367 | 368 | ~ | 369 | 365 | 362 |
| 1人1日最大給/量(L) | 465 | 452 | 457 | ~ | 444 | 441 | 433 |

(3) 水道水質の管理状況

本県における水道水質は、上水道、簡易水道などの各水道事業体ごとに、水道法に基 づき自己検査又は保健所等への依頼検査によって定期的に検査している。水道の水質検 査体制は、表2-12-9のとおりである。

さらに、水道水質に影響を及ぼす水道施設の管理状況についても保健所が巡回指導を 行っている。

| | 水質検査機関 | 水道(用水供給)事業体 | | | |
|--------------|----------------|---------------------------------|--|--|--|
| | 自己検査 | 松山市公営企業局、銅山川上水道企業団、新居浜市、今治市 | | | |
| | 銅山川上水道企業団 | 川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村、別子山村 | | | |
| 共同検査 | 新居浜市水道水質検査センター | 西条市、東予市、小松町、丹原町 | | | |
| 六四役鱼 | 今治市水道水質検査センター | 朝倉村、玉川町、波方町外9水道事業体 | | | |
| | 南予水道水質検査センター | 宇和島市、八幡浜市、南予水道企業団外21水道(用水供給)事業体 | | | |
| 給杏 季託 | 愛媛県衛生環境研究所 | 重信町、久万町、面河村外4水道事業体 | | | |

大洲市、伊予市、北条市外11水道事業体

表 2 - 12 - 9 水道の水質検査体制

(財)愛媛県総合保健協会

2 対 策

検査委託

(1) 水道の整備

水道施設の整備については、「水道整備基本構想」(昭和53年9月策定、平成6年3 月一部改正)に基づき、水道水を確保するための新たな水資源の開発、水道未普及地域 の解消、小規模水道の広域化や施設の有効確保(漏水防止)などに努め、生活用水の安 定的な供給を進めている。

また、新たな水源開発が極めて困難な島しょ部については、有効な水源確保対策とし て、近年、技術が向上した海水淡水化施設の導入を進めている。

水道施設の整備事業については、国庫補助(水道水源開発等施設整備費補助、簡易水 道等施設整備費補助)の導入や県費補助を行うほか、県単独事業(水道水源増補事業) などにより整備を行っている。

平成13年度における水道施設の整備状況は表2-12-10~表2-12-14のとおりであ る。

| 事業体名 | 地区名 | 計画給水人口(人) |
|------|-----|-----------|
| 魚島村 | 魚島 | 334 |

表 2 - 12 - 11 島しょ部水問題対策事業

| 事業体名 | 地区名 | 計画給水人口(人) |
|------|-----|-----------|
| 中島町 | 粟井 | 190 |
| 中島町 | 饒 | 154 |
| 中島町 | 畑里 | 116 |

表 2 - 12 - 12 水道水源開発等施設整備事業

| 事業体名 | 地区名 | 計画給水人口(人) | 補助区分 |
|-----------|------|-----------|-----------|
| 宇和島市 | 市内一円 | 63,650 | 石綿セメント管更新 |
| 野村町 | 町内一円 | 6,570 | 石綿セメント管更新 |
| 御荘町 | 町内一円 | 14,500 | 石綿セメント管更新 |
| 東予市 | 市内一円 | 34,000 | 石綿セメント管更新 |
| 朝倉村 | 村内一円 | 5,360 | 石綿セメント管更新 |
| 南宇和上水道企業団 | 管内一円 | 20,800 | 石綿セメント管更新 |

表 2 - 12 - 13 簡易水道等施設整備事業

| 事業体名 | 地区名 | 計画給水人口(人) | 事業体名 | 地区名 | 計画給水人口(人) |
|-----------|-----|-----------|------|--------|-----------|
| 八幡浜市 | 釜倉 | 146 | 土居町 | 小富士・長津 | 8,500 |
| 銅山川上水道企業団 | 切山 | 102 | 丹原町 | 田野 | 11,800 |
| 銅山川上水道企業団 | 三角寺 | 105 | 丹原町 | 中川 | 3,400 |
| 重信町 | 拝志 | 3,320 | 西条市 | 港新地 | 1500 |
| 重信町 | 重信 | 21,300 | 野村町 | 阿下 | 298 |
| 久万町 | 直瀬 | 760 | 宇和島市 | 三浦西 | 810 |
| 中山町 | 中山 | 1,820 | 美川村 | 黒藤川 | 220 |
| 中山町 | 柚之木 | 55 | 一本松 | 一本松 | 3,400 |

表 2 - 12 - 14 水道水源増補事業

| 事業体名 | 事業箇所 | 計画給水人口(人) | 事業概要 |
|------|----------|-----------|------------|
| 朝倉村 | 朝倉村上水道区域 | 5,360 | 送水施設、配水施設 |
| 大洲市 | 大洲市上水道区域 | 40,000 | 送水施設、配水施設 |
| 伊予市 | 伊予市上水道区域 | 31,300 | 取水施設、配水施設外 |
| 東予市 | 東予市上水道区域 | 34,000 | 取水施設、配水施設外 |
| 砥部町 | 砥部町上水道区域 | 24,265 | 取水施設、配水施設 |

(2) 水道水質の衛生対策

O-157やクリプトスポリジウムの発生、また、生活様式の多様化による河川等の汚染の進行等により水道水質の一層の安全確保が重要な課題となっている。このため、県では、水道事業体に対して浄水施設の高度化や適正な維持管理の徹底を指導するとともに、水道法に基づき水道水質の色及び濁り、消毒の残留効果について1日1回検査を行うとともに、一般細菌等46項目については月1回検査を行うよう指導している。ただし、46項目のうちトリクロロエチレン等36項目については、水道事業体において水源の状況を考慮し、年1回以上で適切な検査頻度を設定している。

さらに、将来にわたる水道水質の一層の安全性、住民の信頼性確保のため、県内の主要な河川及びダム等大規模に取水が行われている12地点を選定し、国が定めた健康に関連する有機化合物質等35監視項目について毎年水道事業体からの検査報告を受け、水質監視を行っている。これまでの結果では、国の指針値を超えたことはなく、平成13年度の結果でも全地点で指針値内であることを確認している。(表2-12-15、資料編13-6参照)

表 2 - 12 - 15 監視地点

| 水道水源 | 監視地点 | 頻度 | 水道水源 | 監視地点 | 頻度 |
|-------|------------------|-----|----------|-------------|-----|
| 柳瀬ダム | 柳瀬ダム | 年2回 | 滝の宮水源地 | 新居浜市滝の宮浄水場 | 年2回 |
| 玉川ダム | 今治市上水道三反地取 水堰 | 年2回 | 中央水源地 | 東予市中央水源地 | 年1回 |
| 垣生水源地 | 垣生浄水場 | 年2回 | 桜井水源地 | 今治市桜井水源地 | 年1回 |
| 石手川ダム | 市之井手浄水場 | 年2回 | かきつばた水源地 | 松山市かきつばた浄水場 | 年2回 |
| 野村ダム | 野村ダム | 年2回 | 西古泉水源地 | 松前町西古泉水源地 | 年1回 |
| 須賀川ダム | 須賀川ダム | 年2回 | 菅田第1水源地 | 大洲市菅田第1水源地 | 年2回 |

(3) クリプトスポリジウムへの対応

平成13年6月には今治市上水道、平成14年1月には北条市上水道において、クリプトスポリジウムが検出され、同地区への給水が停止となる水質事故が発生したこと等から、県では、平成13年度に国から示された、「水道水におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」の改正に基づき、県内水道事業者に対して、水道水の適正な管理を行うよう指導している。